

☎生活環境課 ☎22-1314

1月のごみ収集日程は下記の通りです。ご確認の上、きちんと分別して出してください。

### ◆1月のごみ収集日予定表（日付は1月の収集日です）

地区名	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第1曜日)	6日(火)	5日(月)	9日(金) に変更です	8日(木) に変更です	9日(金) に変更です	5日(月)	7日(水)
びん類 (第2・第5曜日)	13日(火)	13日(火) に変更です	16日(金) に変更です	15日(木) に変更です	16日(金) に変更です	13日(火) に変更です	14日(水)
缶 (第3・第5曜日)	20日(火)	19日(月)	23日(金) に変更です	22日(木) に変更です	23日(金) に変更です	19日(月)	21日(水)
プラスチック (第3曜日)	20日(火)	19日(月)	23日(金) に変更です	22日(木) に変更です	23日(金) に変更です	19日(月)	21日(水)
もやせないごみ (第4曜日)	27日(火)	26日(月)	30日(金) に変更です	29日(木) に変更です	30日(金) に変更です	26日(月)	28日(水)
紙 類	火 6・13・20・27	月 5・19・26	金 9・16・23・30	木 8・15・22・29	金 9・16・23・30	月 5・19・26	水 7・14・21・28
もやせるごみ	火・金 6・9・13・16・20・23・27・30	月・木 5・8・15・19・22・26・29	月・水・木 5・7・8・14・15・19・21・22・26・28・29	火・水・金 6・7・9・13・14・16・20・21・23・27・28・30			

- 不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。
- ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください（収集車が回収する時刻に合わせての搬出や、前夜出しはしないでください）。
- ◎ごみ袋は中身がこぼれないように**しっかり口を結び**、簡単に解けないように出してください。**テープ止めは禁止です。**
- ◎祝日などに伴う収集日の変更について  
年始の閉庁日および祝日に伴い、大鷹沢・白川・小下倉、大鷹沢田中、福岡・小原、市街東北本線東側、鷹巣地区の資源ごみ（ペットボトル、びん類、缶、プラスチック）、もやせないごみの収集日が上記の通り変更になります。お間違えないようご注意ください。

#### ☆飼えない犬・猫の引き取り日のお知らせ

- 日時 1月8日(木)・15日(木)・22日(木)・29日(木)、2月5日(木)、9:00～11:30および13:00～15:00(時間厳守)
  - 場所 宮城県仙南保健所  
(注意事項)犬を登録している方は、鑑札(小判形)を持参してください。また、猫の場合は、必ず麻袋やもみ袋(土のう袋は不可)など、丈夫な袋に入れてください。
  - 犬・猫の引き取り手数料 生後90日以内は1頭につき400円、生後91日以上は1頭につき2,000円
  - 納入方法 所定の用紙に必要事項を記入し、宮城県収入証紙を張り付けて納入してください。収入証紙は、県合同庁舎や保健所、銀行などでお求めください。
- ※ご不明な点は、宮城県仙南保健所までお問い合わせください。なお、犬や猫などの愛護動物を捨てた場合には、処罰されることがあります。犬や猫などを飼い始めたら、最後まで責任を持って飼養するように心掛けましょう。
- ☎宮城県仙南保健所(大河原町字南129-1) ☎0224-53-3119

#### ■飼うことができない犬や猫をなくすために、考えていただきたいことです

平成19年度に県内の保健所において、飼い主からの所有権放棄で引き取った犬は1,046頭、猫は5,160頭にも上ります。その大部分が子犬や子猫で、行政により処分されています。

飼っている犬や猫に子どもを産ませ、その子犬や子猫を育てることは飼い主にとって大きな喜びですが、一方でさまざまな事情からどうしても飼うことができない場合もあり、産まれた子犬や子猫などの扱いに悩む人も意外に多いようです。その結果、安易に捨てたり、放置(放棄)したりするといった行為が見受けられます。最終的にこのような犬や猫は保健所へと引き取られ、新たな飼い主が見つからない場合には処分されます。

こうした「不幸な命」を増やさないためにも、新たに飼っていただける方を探したり、また、不妊や去勢手術などの繁殖制限措置を行ったりすることも飼い主の思いやりではないでしょうか。近隣の人たちに迷惑を掛けないようにし、最後まで責任と愛情を持って飼うように心掛けましょう。

### 「ご存じですか?」 就学援助制度

現在、小中学校に在学または、4月から小学校に入学するお子さまの保護者で、経済的な事情から就学準備などに支障を来す方のために「就学援助制度」があります。申請が認定されると、学校に必要な学用品や、給食などの費用が援助されます。

希望される方は、在学中の小中学校または入学予定の小中学校で手続きを行ってください。現在受けている方も、引き続き希望する場合は申請が必要です。

☎学校教育課 ☎22-1342

### 宮城県道路交通規則が 改正されます

宮城県では、主に自転車の正しい乗車・通行について「道路交通規則」を改正し、2月1日より施行する予定です。悲惨な事故を防止するため、市民の皆さまのご協力をお願いします。

●主な改正点

- ① 自転車使用時の携帯電話使用などの禁止
- ② 高音量で音楽を聴きながら、自転車を含む車両などを運転することの禁止
- ③ 聴覚障害者標識表示車両の保護規定の整備

☎白石警察署 ☎25-2138

### 消火栓の除雪にご協力ください

積雪時には、地下消火栓のふたが雪の下に隠れ、消火活動に支障が出る場合があります。消防職員や地元の消防団員が除雪していますが、管内消火栓の一斉除雪は難しい状況です。

近くに消火栓(特に地下消火栓)がある場合は、家の周囲の除雪と併せて、消火栓上の除雪にご協力ください。

☎生活環境課 ☎22-1314

### 「ご存じですか?」 児童扶養手当 と特別児童扶養手当

① 児童扶養手当 父母の離婚などにより、父親と一緒に生活していない、母子家庭などの生活の安定と自立を助け、お子さまの健全な成長のために支給される手当です。

●手当月額

- ・児童1人の場合 41,720円
- ・児童2人の場合 46,720円

② 特別児童扶養手当 精神や身体に障害のある20歳未満の児童の保護者に支給される手当です。

●手当月額(児童1人当たり)

- ・重度障害(1級) 50,750円
- ・中度障害(2級) 33,800円

※各手当は、公的年金の受給や所得による支給制限があります。

☎福祉事務所 ☎22-1400

### 新成人の皆さまへ 20歳になったら国民年金

新成人の皆さま、20歳になると、義務として国民年金に加入しなければなりません。国民年金は、老後はもちろん、けがや病気で収入が途絶えても、誰もが安定した生活を送れるように、社会全体で支え合う制度です。

●生活を支える3つの基礎年金

- ① 老齢基礎年金 老後の暮らしの保障
- ② 障害基礎年金 けがや病気で障害が残ったときの保障
- ③ 遺族基礎年金 子どもを残して一家の働き手が亡くなってしまったときの保障

### ●国民年金加入者の種類

- ① 第1号被保険者 学生やフリーター、自営業者などと、その配偶者
  - ② 第2号被保険者 会社員や公務員などの、厚生年金保険・共済組合の加入者
  - ③ 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている妻(または夫)
- 第1号被保険者の方は、自分で保険料を納めなければなりません。納付が困難な方のために、免除や猶予制度もあります。
- ☎大河原社会保険事務所 ☎0224-51-3112  
市民課 ☎22-1312

—思いやりのある良質で信頼される医療を目指して—

## 公立刈田綜合病院紹介



☎公立刈田綜合病院 ☎25-2145

### 仙南地域医療対策委員会研修会

仙南地域医療対策委員会白石刈田支部児童母子部会が主催する研修会が、10月31日に白石市健康センター、11月7日に七ヶ宿町保健センター、11月14日に蔵王町立宮児童館で開催されました。

「知っておきたい こどもの家庭看護」について、当院の看護師が、それぞれの地域の主に乳幼児を育てている保護者や祖父母を対象に、講演を行いました。

「熱が出たとき」、「せきが出るとき」などの症状に応じたケアの説明があり、特に「全身状態」という言葉について繰り返し説明がありました。

また、夜間にお子さんの様子が急変したときは、特に心配なものです。「こんなときは家で様子を見る」、「こんなときは朝まで待って病院を受診する」、「こんなときはすぐに病院を受診する」と具体的な説明がありました。

さらに、お子さんの急な病気や事故への対応方法などについて相談することができる「宮城県こども夜間安心コール」の説明では、これまでは休日みの相談でしたが、平成20年9月からは、毎日19時から23時まで相談することができるようになったという説明もありました。

病気を知るためには、健康な状態を知ることが大切です。日ごろからお子さんの「全身状態」を把握し、症状に応じたケアをしっかりと覚えていただき、いざというときには慌てずに、それぞれの症状と「全身状態」を合わせてみて、症状に応じたケアを行い、心配なときは病院で受診して医師の指示に従いましょうとの説明に、参加者は真剣に耳を傾けていました。

●健康状態が良いか悪いかを判断する目安、「全身状態」 「全身状態」とは、機嫌・活気・哺乳力、つまり食欲や周りへの興味のことを指します。